

令和 8 年度障がい者スポーツ活動支援助成金募集要項

1. 本助成事業について

- ・申請にあたっては「障がい者スポーツ活動支援助成金交付要綱」（以下、「交付要綱」といいます。）を必ず確認してください。

2. 審査について

(1) 交付件数の上限について

- ・本助成事業に係る令和 8 年度予算額は 180 万円を予定しています。
各申請の助成対象経費（※）の総額が予算額を上回った場合は、下記の審査基準により各申請に優先順位を付け、予算額の範囲内に収まるよう、下位の申請を交付対象から除外します。
※交付要綱別表第 3 を参照してください。

(2) 審査基準

【基準①】障がいがない者（※）の参加を可能とする活動か

※交付要綱第 3 条に該当しない者

- ・実施する活動の内容が、
 - *障がいがない者もスポーツ活動の参加者として位置付け、同一の会場で一緒にプレーする環境を構築している
 - *障がいがない者はスポーツ活動を行わないが、活動に参加する障がい者を同一の会場で直接的に支援する役割を担う環境を構築しているのいずれかに該当する場合は、本基準を満たすものとします。
- ・障がいがない者の例としては、パラスポーツ指導員、スポーツ推進員、ボランティア、民生（児童）委員、等が想定されます。

【基準②】継続して行われている活動か

- ・長期間にわたり継続されている活動は、当該地域の障がい者にとって必要性が高い活動と考えられるため、活動年数（申請年度は含まない）が長いものをより上位とします。

【基準③】本会が実施する競技の競技人口拡大につながる活動か

- ・本会が大会やイベント等で実施する以下の競技と同じ競技に取り組む実施する活動は、当該競技のすそ野拡大に寄与するものとし、本基準を満たすものとします。
 - *陸上 *水泳 *アーチェリー *卓球（サウンドテーブルテニス含む）
 - *フライングディスク *ボッチャ *ボウリング *ソフトボール *バドミントン
 - *グラウンド・ゴルフ *バレーボール *サッカー *フットソフトボール
 - *バスケットボール（車いすバスケットボール含む） *スキー

【基準④】過去 5 年度間で本助成金の交付回数が少ない活動

- ・本助成金以外の財源確保への取り組みを評価し、過去 5 年度間で本助成金の交付回数が少ない活動をより上位とします。

(3) 審査基準の適用順位

- ・【基準①】を満たす申請の優先順位を最上位とし、【基準①】を満たす申請が複数件ある場合に【基準②】によりそれらに優先順位を付けます。
以降、同じ基準で優先順位が並列した場合に、【基準③】、【基準④】の順で適用し、優先順位の設定を行います。

3. 申請手続きについて

※今回の募集から申請方法を変更しています。ご注意ください。

(1) 申請方法

- ・申請用 google フォームへ必要事項を入力してください。

<https://forms.gle/3KYXinlRlXiSvcmR8>

- ・申請用 google フォームへの入力にあたっては、以下をご準備ください。

- *申請担当者連絡先 E メールアドレス
- *申請に必要な各種情報
- *「収支計画書」(Excel 形式)

※一つの活動を他団体と共催で行う場合は、実行委員会を組織するか、一つの団体が代表して申請してください。

(2) 申請用 google フォームへの入力にあたっての注意点

- ・申請用 google フォームへのリンク URL、記入例 (PDF 形式)、「収支計画書」(Excel 形式) は本会ホームページに掲載しています。

以下の URL を入力するか、“島根県障害者スポーツ協会”で検索してください。

◇ホームページ URL <https://spokyo.org/>

- ・申請用 google フォームでの申請以外での申請は、原則受付しません。
 - ・申請用 google フォームから申請内容を送信後、同フォームに入力した E メールアドレスあてに、入力内容が記載されたメール (※) が送信されます。このメールの受信により、申請の受け付け確認としますので、必ずメールの内容を確認し、保存をしておいてください。
- ※このメールは、以下の内容で届きます。お使いのメール環境によっては、迷惑メールに分類される可能性がありますのでご注意ください。

*発信元アドレス

forms-receipts-noreply@google.com

*題名

フォームにご記入いただきありがとうございます：令和 8 年度障がい者スポーツ活動支援助成金 交付申請フォーム

- ・上記のメールの受信が確認できない場合は、申請内容の送信が正しくできていない可能性がありますので、申請期限までに担当者へご連絡ください。

申請期限までにご連絡がない場合、申請の受け付けに関して本会はいかなる責任も負いません。

- ・申請用 google フォームへの入力は概ね 30 分程度の時間がかかります。

※google アカウントをお持ちの場合は、ログイン後にフォームへの入力を始めると途中でデータを保存し、入力作業を中断することが出来ます。

お持ちでない場合 (ログインしない場合)、途中で中断するとデータの保存はされません。

また、「収支計画書」(Excel 形式) を添付することが出来ませんので、別途 E メールで本会あて (zyoseikin.shimanespokyo@gmail.com) に送信してください。

上記のことから google アカウントをお持ちでない場合、google アカウントを取得しログインしてからフォームへの入力を行われることを強く推奨します。

(3) 申請期限 **令和8年2月27日(金) 17時00分まで**

※申請期限を過ぎて送信された申請は受付しません。

(4) 審査結果について

- ・「障がい者スポーツ活動支援助成金審査委員会」での審査後、本会理事長が交付の可否を決定し、全ての申請者へ文書にて通知します。
- ・審査結果の通知は、令和 8 年 3 月下旬～4 月上旬を予定しています。

4. 申請にあたっての注意点

(1) 助成対象経費についての注意点

- ・ 交付要綱別表第3に記載する経費以外は交付対象外となります。
- ・ 活動実施期間内に支払いの事由が発生し、かつ、同期間内に支払が完了する経費が交付対象となります。例えば、活動実施期間内にイベントを開催するが、チラシの印刷費を同期間外に支払うような場合は対象となりません。
- ・ 助成対象活動に直接関係のない団体の運営費（事務所等の家賃・水道光熱費、この申請にかかる郵送料、印鑑作成費等）や景品・賞品（大会参加賞など）は、交付対象外となります。
- ・ 弁当代や茶菓代は会議費として認めています。助成対象活動を行う上で不可欠であるもののみ計上するようにしてください。
- ・ 助成金の交付を受けた団体が自らの団体の構成員（会員等）へ支払う謝金、及びそれに相当する金品は交付対象外となります。
- ・ 本助成金は年度を超えて繰り越すことはできません。余った場合は返還いただきます。

(2) 助成決定後に必要となる書類等について

- ・ 助成金の交付にあたっては、団体名義の金融機関口座が必要となります。

5. 助成対象となった事業の実施状況確認について

- ・ 交付要綱第13条に基づき、必要な調査や実施状況確認を行う場合があります。

6. 事業完了後の手続きについて

- ・ 助成金の交付を受けた団体は、実績報告が必要となります。実績報告の方法については助成決定時にお知らせします。

7. 申請書類提出先、及び本件に関する問い合わせ先

(公財) 島根県障害者スポーツ協会（担当：周藤・曾田）

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-20-7770 / FAX 0852-32-5982

E-mail zyoseikin.shimanespokyo@gmail.com

ホームページ URL <https://spokyo.org/>

※助成金交付要綱は右記の二次元バーコードからも確認できます。

